

北九州市監査公表第8号

令和3年2月26日

北九州市監査委員 小林 一彦
同 廣瀬 隆明

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦、同 廣瀬 隆明、同 香月 耕治（令和3年2月9日任期満了）、同 河田 圭一郎（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、環境局及び上下水道局の令和元年度及び令和2年度（令和2年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和2年7月9日から令和3年2月4日まで

4 監査の結果

(1) 環境局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) し尿処理手数料の収納業務委託について

(業務課)

し尿処理手数料収納業務では、未納者に係るし尿処理手数料の収納を私人に委託しているが、令和元年度（7月から3月まで）及び令和2年度における収納委託に関する告示及び公表を行っていない。

また当該業務委託では、収納月の翌月に委託業者から提出された収納月報と現金領収帳、市へ納付した際の領収書等を確認した後に、収納額に応じた委託料を月ごと支払うこととしている。しかしながら、令和元年度の業務委託において、手数料収納月の月報に一部報告されていないものがあるが、そのまま履行確認を行い、委託料を支出しているものが見られた。

地方自治法施行令では、地方公共団体の歳入の徴収又は収納の事務を例外的に私人に委託できる場合を定め、当該事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。

市委託業務要綱では、業務の進行状況について実態調査を行い、必要な場合は、委託先に対する指導又は助言を行うこととされており、また、業務が完了したときは、速やかに委託先から業務の完了報告書等を徴するとともに、履行の確認を行うこととされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 財産管理

(ア) はがき及び切手の管理について

(日明環境センター)

除草指導事務用のはがき及び切手について、鍵付きキャビネットで保管・管理しているが、一部に鍵の付いていない机の引き出しに保管しているものが見受けられた。

また、一部に受払簿と在庫数が一致しないものが見受けられた。

物品管理要領では、貴重な物品は、鍵のかかる保管庫等により特に厳重に保管することとされている。

財務会計事務チェックシートを有効に活用し、管理職の厳格な指導・監督を通じて、組織全体で不祥事の発生を未然に防ぐよう適正な事務処理をされたい。

(2) 上下水道局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 業務委託契約について

(海外事業課)

令和元年度ウォータープラザ北九州視察対応業務委託において、①業務内容が仕様書に適正に記載されていなかった、②予定価格が業務の実態に相応して積算されていなかった、③契約期間前に視察の受入業務を実施させていた等、不適正な事務処理が認められた。

市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。

また、市契約規則では、契約を行う場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。